

和歌山市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、和歌山市長及び和歌山市教育委員会から行政監査の結果報告に基づく措置について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

平成21年2月23日

和歌山市監査委員	伊藤隆通
同 上	田上武
同 上	森田昌伸
同 上	中橋龍太郎

行政監査結果に基づく措置の通知に係る公表

平成21年2月23日

和歌山市監査委員

平成19年度 行政監査結果に基づく措置状況

監査テーマ：公用車の管理及び利用状況について

監査結果等	措置の内容及び状況 (平成20年12月31日現在)	担当部課等名	
		部	課
<p>1 公用車の管理について</p> <p>市所有車及びリース車の管理については、物品としての管理はもちろんであるが、車両として常に安全に使用できる状態に保つ必要がある。自動車等による出張等に関する要綱（平成16年制定）では、自動車等を運転する職員の服務についての規定がなされているが、公用車の管理に関する規定が設けられていないため、今後、規定化することを検討されたい。</p>	<p>車両の管理については、「和歌山市物品管理規則」、「自動車等による出張等に関する要綱」で一部定があるものの、詳細な管理方法の規定がなされていない現況であるため、今後、関係各課と協議、調整の上、規定化することを検討します。</p> <p>[措置年度：平成20年度]</p>	<p>財政部</p>	<p>調達課</p>
<p>(1) 公用車に係る維持管理経費について</p> <p>市所有車における車両の取得後の経過年数及び総走行距離別の自動車修繕料については、取得後10年以上経過しかつ総走行距離が10万キロを超えている車両は7台で、1台当たりの自動車修繕料は46,449円となっている。そのうち2台について、車両の故障による自動車修繕料がかさんでいるものが見受けられたので、今後、運転者の安全を確保するとともに、経費削減を図るため、リース車への切り替えも含め、車両の更新を検討されたい。</p>	<p>経費削減を図るため、リース契約への切替えも含め、車両の更新を検討します。</p> <p>[措置年度：平成20年度]</p>	<p>基盤整備部 下水道部</p>	<p>道路建設課 下水道管理課</p>
<p>(2) 公用車の保管状況について</p> <p>和歌山市営中央駐車場に保管している自動車の保管状況について、抽出により現地調査を行った結果、各課管理車において積載物があるにもかかわらず施錠されていない車両が見受けられたので、盗難事故等の防止のため施錠を徹底し、適正な管理に努められたい。</p>	<p>車両の施錠を確認するよう徹底しました。</p> <p>[措置年度：平成20年度]</p>	<p>市民活動推進部 都市計画部 都市整備部</p> <p>基盤整備部</p> <p>下水道部</p> <p>教育総務部</p>	<p>自治振興課 建築指導課 公園緑地課 第二阪和・京奈和関連 建設事務所 道路建設課 交通安全対策課 下水道管理課 南下水道建設課 北下水道建設課 教育施設課</p>
<p>原動機付自転車及び自転車の保管状況について、抽出により現地調査を行った結果、本庁舎北側駐輪場に保管している車両については、混雑しており出入りが困難な状況が見受けられたので、駐輪場を確保されたい。</p>	<p>北側駐輪場内の公用原動機付自転車及び公用自転車の駐車場の確保については、北側駐車場の2階に上がる車路下に、公用單車置場という表示板により明示し、駐車場所を確保しました。</p> <p>[措置年度：平成20年度]</p>	<p>財政部</p>	<p>調達課</p>

<p>(3) 点検・整備について</p> <p>和歌山市営中央駐車場に保管している自動車の点検整備状況について、抽出により現地調査を行った結果、市所有車において、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第1項に基づく定期点検整備が実施されていない車両が見受けられたので、事故等の防止のためにも点検を適正に実施されたい。</p>	<p>平成21年度に予算措置を行い、定期点検整備を実施するよう努めます。</p> <p>[措置年度：平成20年度]</p>	<p>市民活動推進部 社会福祉部 産業部 都市計画部 都市整備部 基盤整備部 下水道部 教育総務部</p>	<p>自治振興課 子ども家庭課 耕地課 都市計画課 建築指導課 公園緑地課 地籍調査課 道路建設課 交通安全対策課 下水道総務課 下水道建設課 北下水道建設課 教育施設課</p>
<p>本庁北西側の二輪駐輪場に保管している自転車の点検整備状況について、現地調査を行った結果、整備不良と思料されるものが見受けられた。職員が安全・安心に自転車を使用できるよう整備し、今後、適正な維持管理に努められたい。</p>	<p>公用自転車を整備し、安全点検を実施しました。</p> <p>[措置年度：平成20年度]</p>	<p>総務部</p>	<p>人事課</p>
<p>2 公用車の利用状況について</p> <p>(1) 集中管理車の予約状況及び利用状況について</p> <p>集中管理車を使用する各所属においては、使用する台数を把握のうえ必要な台数及び時間のみを予約し、また、使用時間が確定した時点で予約変更等の手続きを徹底するなど、集中管理車の効率的な使用に努められたい。</p>	<p>集中管理車の使用に関しましては、使用する台数及び時間を把握のうえ予約し、使用時間が確定した時点で、予約変更の手続きを行うよう徹底します。</p> <p>[措置年度：平成20年度]</p>	<p>市民活動推進部 福祉保健総務部 社会福祉部 産業部 都市計画部 都市整備部 住宅部 下水道部 教育総務部 生涯学習部</p>	<p>人権同和施策課 介護保険課 生活保護課 農林水産課 耕地課 開発指導課 地籍調査課 住宅管理第1課 下水道施設課 教育施設課 文化振興課</p>
<p>集中管理車を管理する調達課においては、同一の所属が長期にわたり予約し常時使用している車両については、集中管理車とする必要性が乏しいと思料されるので、適正な車両台数を常時使用する所属へ配置換えすることを検討するとともに、集中管理を行う車両台数の適正化を図られたい。</p>	<p>特定の課が長期にわたり常時使用している車両については、計15台を当該課へ配置換えをしました。</p> <p>[措置年度：平成20年度]</p>	<p>財政部</p>	<p>調達課</p>
<p>予約及び配車方法の見直しを図り、今後、より効率的に集中管理車を使用できる体制を検討されたい。</p>	<p>予約者に対して、変更、取り消しを迅速に行わせるとともに計画性のない仮押えを排除していく方法でシステムの効率的運用を図ります。</p> <p>[措置年度：平成20年度]</p>	<p>財政部</p>	<p>調達課</p>

<p>(2) 各課管理車（自動車）の利用状況について</p> <p>各課管理車140台の平均稼働率は54.6%であるが、各所属間で稼働率に相当のばらつきがあり、効率的に使用されていない車両が見受けられた。これは、使用していない車両を公用車が必要である所属で使用できる体制が整っていないためであると思料される。</p> <p>用途及び使用目的が限定されない車両については、部局内で公用車を必要とする所属との相互使用を図り、効率的に使用できる体制を検討されたい。</p>	<p>部局内で共有できる車両については、効率的に運用するよう努めます。</p> <p>[措置年度：平成20年度]</p>	<p>市民生活部</p> <p>市民活動推進部 福祉保健総務部 社会福祉部 産業部</p> <p>都市計画部</p> <p>都市整備部</p> <p>基盤整備部</p> <p>住宅部</p> <p>下水道部</p>	<p>市民総務課 国民年金課 国民健康保険課 自治振興課 福祉保健総務課 保育所管理課 農林水産課 農林水産課（四季の郷公園管理事務所） 都市計画課 開発指導課 建築指導課 第二阪和・京奈和関連建設事務所 地籍調査課 道路管理課 道路建設課 交通安全対策課 河川港湾課 住宅建設課 スカイタウンつつじが丘分譲課 下水道総務課 北下水道建設課 下水道施設課</p>
<p>公用車を管理する各所属の市内出張命令票及び旅費額計算簿において、各課管理車が使用できる時間に、集中管理車又は私用車を使用し市内出張しているものが見受けられた。各課管理車を保有する所属においては、まず、各課管理車を使用し、その上で必要に応じ集中管理車を使用されたい。また、市内出張については、公用車によることが原則であることから、私用車の使用は特に必要な場合にとどめ、各課管理車を使用し旅費の削減に努められたい。</p>	<p>課管理の公用車を優先的に使用し、集中管理車や私用車の使用は、特に必要な場合を除いて使用しないよう努めます。</p> <p>[措置年度：平成20年度]</p>	<p>福祉保健総務部 社会福祉部 健康推進部 都市計画部</p> <p>基盤整備部 下水道部</p> <p>教育総務部 生涯学習部</p>	<p>介護保険課 生活保護課 地域保健課 東和歌山土地区画整理事務所 交通安全対策課 終末処理場管理課（北部終末処理場） 教育施設課 文化振興課</p>
<p>(3) 各課管理車（原動機付自転車）の利用状況について</p> <p>公用原動機付自転車については、気象条件、積荷の有無、運転ができない職員等の諸事情があるものと思料されるが、100台の平均稼働率は21.6%と低い状況であり、稼働率が0%で全く使用されていない公用原動機付自転車18台が見受けられた。使用しない車両については、必要な所属への配置換え又は賃貸借契約の解除を行い、管理台数の適正化を図られたい。</p>	<p>使用しない車両4台については、賃貸借契約を解除し、部局内で共有できる車両については、効率的に運用できるよう努めます。</p> <p>[措置年度：平成20年度]</p> <p>課管理の公用車を優先的に使用し、部局内で共有できる車両については、効率的に運用するよう努めます。</p> <p>[措置年度：平成20年度]</p>	<p>市民活動推進部</p> <p>市民活動推進部 健康推進部</p>	<p>自治振興課（支所・連絡所）</p> <p>人権同和施策課（文化会館） 総務企画課（食肉処理場）</p>
<p>公用原動機付自転車を施設内の移動、地域の巡回にのみ使用しているものが見受けられたので、市内出張の交通手段として使用し旅費の削減に努められたい。</p>	<p>公用原動機付自転車を廃止し、市内出張には公用車を使用し、旅費の削減に努めます。</p> <p>[措置年度：平成20年度]</p>	<p>産業部</p>	<p>農林水産課（四季の郷公園管理事務所）</p>

	課管理の公用車を優先的に使用し、部局内で共有できる車両については、効率的に運用するよう努めます。 [措置年度：平成20年度]	社会福祉部	こども家庭課（児童館）
3 安全運転管理について (1) 安全運転管理者の選任について 道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者の選任基準である「自動車の使用の本拠」の範囲を検討し、必要な箇所には安全運転管理者を設置し、事故防止に努められたい。	所管課（調達課）において、安全運転管理者の設置に向け関係部局と協議していく。 [措置年度：平成20年度]	総務部	人事課
(2) 安全運転への取組みについて 市内出張命令を出す各所属長及び安全運転管理者は、公用車を使用する職員の安全運転に対する適性を把握するとともに、事故防止のため公用車を使用する職員の安全運転の啓発に努められたい。	公用車を運転する職員に対しては、免許証、疲労、酒気帯び等の確認を行うことにより安全運転の適性を把握するとともに交通安全教育等により交通安全に対する意識の向上に努めてまいります。 [措置年度：平成20年度]	財政部	調達課
	所属で交通安全教育等を実施し、職員の安全運転の啓発に努めます。 [措置年度：平成20年度]	市民生活部 市民活動推進部 環境保全部 福祉保健総務部 社会福祉部 健康推進部 産業部 都市計画部 都市整備部	市民総務課 国民年金課 国民健康保険課 自治振興課 人権同和施策課 産業廃棄物課 福祉保健総務課 介護保険課 生活保護課 障害福祉課 高齢者福祉課 保育所管理課 こども家庭課 総務企画課 地域保健課 衛生研究所 農林水産課 耕地課 中央卸売市場 都市計画課 開発指導課 建築指導課 東和歌山土地地区画整理事務所 都市整備課 公園緑地課 街路課 第二阪和・京奈和関連建設事務所

		基盤整備部 住宅部 下水道部 教育総務部 学校教育部 生涯学習部	地籍調査課 道路管理課 道路建設課 交通安全対策課 河川港湾課 住宅建設課 住宅管理第1課 住宅管理第2課 スカイツーンつつじが丘分譲課 下水道総務課 下水道業務課 下水道管理課 終末処理場管理課 南下水道建設課 北下水道建設課 下水道施設課 教育総務課 教育施設課 体育振興課 学校教育課 子ども支援センター 少年自然の家 保健給食管理課 生涯学習課 青少年課 文化振興課 市民図書館 博物館
<p>安全運転管理者は、道路交通法第74条の3第2項において、安全運転教育その他自動車の安全な運転に必要な業務を行わなければならないと規定されている。安全運転管理者を選任している所属においては、交通安全教育等の実施を検討されたい。</p>	<p>公用車を運転する職員に対しては、免許証、疲労、酒気帯び等の確認を行うことにより安全運転の適性を把握するとともに交通安全教育等により交通安全に対する意識の向上に努めてまいります。 [措置年度：平成20年度]</p>	財政部 健康推進部 基盤整備部	調達課 総務企画課 道路建設課
<p>4 公務使用する私用車について</p> <p>職員が公務で私用車を使用し交通事故を起こした場合、相手方への補償や自動車の修理代等は、市が公費で補償することになっている。私用車を公務使用し、万一重大な事故が発生した場合、市に多額の財政負担が生じるため、公務使用する私用車は、全国市有物件災害共済会の自動車損害共済へ加入している。</p> <p>各所属の市内出張命令票及び旅費額計算簿において、前述の自動車損害共済へ加入していない私用車による市内出張命令がなされているものが見受けられた。私用車による市内出張については、自動車損害共済に加入している車両による命令を行うよう徹底されたい。</p>	<p>自動車損害共済へ加入していない私用車を使用しての市内出張は行わないよう指導を行い、保険加入の車両または公用車を使用するよう徹底しました。 [措置年度：平成20年度]</p>	税務部 市民活動推進部 福祉保健総務部 社会福祉部 産業部 都市計画部 下水道部 生涯学習部	納税課 自治振興課（和佐支所） 自治振興課（東山東支所） 自治振興課（川永支所） 自治振興課（小倉支所） 人権同和施策課（芦原文化会館） 人権同和施策課（杭の瀬文化会館） 人権同和施策課（木ノ本文化会館） 人権同和施策課（大垣内文化会館） 介護保険課 生活保護課 農林水産課（四季の郷公園管理事務所） 東和歌山土地区画整理事務所 下水道業務課 終末処理場管理課（北部終末処理場） 青少年課 文化振興課（和歌の浦アート・キューブ）